

海外経済要録

国際機関

◇エカフェ第11回貿易委員会の開催

1月18日から26日までバンコックにおいて、エカフェ加盟24か国のほか、アジア開発銀行、ガット等の国際機関代表が参加して、エカフェ第11回貿易委員会が開催された。

本会議においては、アジア支払取決め(Asian Payments Union—APU)をはじめ、エカフェ諸国の貿易動向、貿易政策、海上運賃、保険政策、第2回UNCTADに対する各国の方針、エカフェ貿易振興センターの設置等の諸議題について討議が行なわれた。とくにAPUについては、これが実現した場合に各国の貿易金融面に生ずる影響が大きい事情にかんがみ、本貿易委員会の中心議題として討議が集中した。

APUに関する各国の発言をみると、台湾、タイ、ビルマなど消極的発言を行なった国が多く、積極的発言を行なった国についても無条件の賛成論はインドだけで、その他(フィリピン、インドネシア、シンガポールなど)はいずれも自由化計画とリンクした形の取決めを提唱、この結果、本議題は再び本年9月に予定されている「貿易自由化セミナー」において、域内貿易自由化の問題とあわせて検討されることとなった。

米州諸国

◇米国の経済報告

ジョンソン大統領は2月1日、議会に経済報告を提出し、同時に経済諮問委員会の年次報告を発表した。本年の経済報告は、米国経済が、7年にわたる長期繁栄を継続しつつあるものの、①財政赤字の縮小、②物価と賃金の悪循環抑制、③国際収支の均衡回復、④都市問題の解決、⑤福祉の向上、などの深刻な課題に直面しており、これらに対処する政策がじゅうぶんでなかったことを率直に認めるなど、従来とニュアンスを異にする面もうかがわれる。もっとも、一般の期待に反して具体的政策に乏しく、当面の焦点である国際収支およびインフレ対策に関して、一般・予算面教書の内容を敷衍したにとどまった。同報告の要点は次のとおり。

1. 景気の現状と見通し

国内的には67年は「調整の年」であったが、下期には実質4.5%(年率)前後の力強い成長を再開し、年末には経済指標はすべて急激な上昇を示した。68年には、財政支出の伸びは鈍化しようが、消費と住宅建築が大幅に増加し、設備投資もマイルドな回復を続けられるので、増税を前提としてGNPは610億ドル増加し、成長率は名目7.75%(実質4%強)に達しよう。とくに上半期には、自動車生産のキャッチ・アップおよび鉄鋼の在庫蓄積により過熱化する懸念があるが、増税実施により下期の成長は適度なものとなる。

2. 国内経済政策

(1) 60年代の財政・金融政策は、総需要を刺激することにより過去7年間に及ぶ長期繁栄をもたらしたが、これを維持するためにはいまや引締め政策が必要とされている。しかし、これを金融政策で行なうならば、経済安定のための負担はもっぱら住宅部門が負わねばならない。超過需要を緩和し、かつ膨大な国防費を個人と企業が平等に負担するためには、10%付加税が緊要である。増税の抑制的効果は主として物価面に現われ、生産等に対する影響は副次的なものにすぎない。逆に、増税が実施されず財政が過度の刺激を続ければ、GNPの増加は610億ドルを大きく上回り、賃金・物価の悪循環、貿易収支の悪化および金利のいっそうの上昇が不可避である。すでにこのような弊害は現われているが、今後数週間内に増税案が成立すれば手遅れではない。

(2) 物価の安定を本年中に達成するのは困難であるが、増税実施および賃上げ抑制を前提にすれば、下期には上昇テンポがスロウダウンすることを期待できよう。本年の賃上げ率について、具体的なガイド・ポストを提示するのは適当でないが、昨年平均5.5%をかなり下回ることを期待する。また長期的・構造的な物価上昇要因に対しては、新しく「物価安定閣僚委員会」を設置して対策を検討する。

3. ドル防衛および国際経済

(1) 国際収支の均衡を回復するためには、国内のインフレ抑制が先決であるが、新年に発表した直接的な改善策を実施することも必要である。一方、このような米国側の努力に対応して、欧州大陸黒字国は国際収支の調整過程を促進すべき同等の義務を負っているのであり、経済成長の促進、貿易障壁の撤廃、資本市場の育成、対外援助の増額などの措置が望まれる。

(2) 現行金価格およびドルの金交換を堅持し、そのため法定金準備の撤廃を議会に要請する。

(3) 米国の国際収支が均衡すれば、金とドルとを補完すべき準備資産が必要であり、SDRが早急に批准され、かつじゅうぶんな量をもって発動されねばならない。SDRは究極的には国際通貨制度を変容させることになろう。

(4) ケネディ・ラウンドの成果のうえに立ってさらに貿易を拡大するため、近く通商拡大法上の関税引下げ権限中の未使用分の延長、ASP制度の撤廃等を要請し、また非関税障壁の撤廃交渉や東西貿易の拡大を進める。これに対し、保護貿易主義は他国の報復を招き、国際収支の赤字を解決するものではない。

4. ベトナム戦後の平和経済計画

一つの仮定としてベトナム戦終了を考えた場合、平時経済への移行に1年半を要し、この間兵力は毎月5万人ずつ減少し、国防支出も1年半の間に150億ドル削減されることが想定される。この場合には、減税、公共投資の拡大、連邦補助金増額、金融緩和など適切な財政金融政策をもって約300億ドルの需要を創出することにより対処しえよう。

◇米国の対外援助教書

ジョンソン大統領は2月8日、議会に対外援助特別教書を送り、69会計年度の対外援助費として30.4億ドルを要請した。これはベトナム戦費の膨張に伴う財源難や議会をはじめとする歳出抑制要請などを映じて、従来の最低となっていた68年度要請額(31.3億ドル)をさらに下回るものである。おもな内容は次のとおり。

(1) 経済援助は25億ドルと大幅な増加が要請された。中南米における共同市場の促進、東南アジアの農村開発、インド・パキスタンの食料問題解決など、引き続き自助努力を前提にした援助に重点がある旨強調されている。

(2) 軍事援助は5.4億ドルが要請されたが、これには、最近のプエブロ号事件に伴う韓国向け緊急軍事援助1億ドルが含まれている(通常の国防予算に含まれているベトナム、ラオスおよびタイ向けの未公表軍事援助は除かれている)。また、本年6月末で廃止される国

防省回転基金4.85億ドルに代わるものとして、低開発国向け武器売却融資資金1.2億ドルが計上された。

これに対して議会側では、依然69年度歳出が過大にすぎるとの見方が多いうえ、ベトナムおよび朝鮮情勢の現状から政府の外交政策に対する批判が強まっているので、再び68年度のように大幅な削減が行なわれる可能性も強い。

◇米国、海外旅行制限の税制措置を提案

ファウラー財務長官は2月5日、下院歳入委員会において、さきに発表された国際収支改善策の一環として、旅行収支(67年中20億ドル赤字の見込み)を68年中に5億ドル改善することを目標に、概略次のような税制措置をとることを提案した。

1. 海外旅行のための航空券および乗船券に5%の課税を行なう。航空券に対する課税は既存の国内航空券に対する同率の課税との均衡等を考慮して恒久的なものとするが、乗船券に対する課税は1969年9月10日までとし、対象も西半球以外に渡航する場合に限る。

2. 西半球以外における旅行支出(往復交通費を除く)については、1日当たり7ドルまでは無税とするが、7ドル超15ドルまでの支出には15%、15ドル超の支出には30%を課税する。ただし、120日以上滞在する業務渡航者(学生を含む)および居住の目的をもって渡航する個人は免税とする。課税期間は、法案成立後10日目を降1969年10月1日までとし、この期間の海外旅行者は出国時に予定納税額を預託したうえ、帰国後60日以内に清算するものとする(旅行者は、出国および帰国時に現金所持額を税関に報告する)。

3. 海外旅行者の帰国時持帰り品に対する免税限度を、現行100ドルから10ドルに引き下げる(したがって、2および3の限度をこえるみやげ品に対しては、旅行支出税に加えて帰国時に関税が課される)。

4. 海外から郵送される贈答品等に対する免税限度を、現行10ドルから1ドルに引き下げる。

このような措置の効果について、ファウラー長官は、上記2.により2.5～3億ドル、3.および4.により約1億ドルの国際収支改善が見込まれ、これに国民の自発的な海外旅行自粛による効果をあわせて5億ドルの改善目標の達成が可能である旨述べるとともに、米国民のうち年収5千万ドル以下の所得層の海外旅行支出が1日平均9.63ドル、1回の旅行日数が平均51日であるのに対して、2万ドル以上の所得層の場合には1日平均支出が25.39ドル、1回の旅行日数平均が26日であることからいって、今回の旅行制限案が富裕層を主たる対象として

(単位・億ドル)

	69年度	68年度		67年度
	要請	要請	承認	承認
経済援助	25.0	25.3	18.9	21.4
軍事援助	5.4	6.0	4.0	7.8
計	30.4	31.3	22.9	29.2

いる点を強調した。一般になんらかの海外旅行制限措置はやむをえないとされていただけに、議会も原則的には政府を支持する態度であるが、今回の提案の中心をなす旅行支出に対する課税については、なお、

- ① 脱税が比較的容易とみられること、
- ② 各国の報復措置を招くおそれも強いこと、

などの批判があり、今後の審議の過程で修正が加えられる可能性もある。

◇米国、海外公的機関の定期預金に対する金利規制の免除措置を延長

連邦準備制度理事会は、1月18日、Regulation Q を改正し、68年9月21日までに設定、更新または期間延長され、かつ期間が2年以内である海外公的機関の定期預金については、68年10月16日以降支払われる金利に対しても付利限度規制から免除する旨決定した。

本免除措置は、米国商業銀行に対し特利による外国公的機関のドル預金吸収を認めることにより、ドルの金交換抑制を目的として、62年10月15日連邦準備法第19条(j)に対する改正として3年間に限って採られたものであり、その後65年7月21日の改正で免除期間は68年10月15日まで延長されていた。一方、これとは別に連邦準備制度理事会は、66年9月21日の同条改正(当初1年間の時限立法で、さらに1年延長された)によって、定期預金の種類別に異なる付利限度を設定する権限を付与されており、今回の決定はこの権限によって行なわれたものである。

◇米国、証券金融規制を強化

連邦準備制度理事会は、2月1日、株式証拠金規制制度を次のとおり強化する旨発表した。

- (1) 銀行が、上場株式に転換しうる転換社債の購入および手持ちのため貸出を行なった場合は新たに証拠金規制の対象とし、50%の証拠金率を課する(注)。同時に証券業者が行なう同種融資の証拠金率を、70%から50%に引き下げる。また証券業者が、転換社債以外の債券の購入および手持ちのため貸出を行なった場合には、証拠金規制の適用外とする(従来は70%の証拠金率が適用されていた)。

(注) 銀行については、従来、上場株式の購入および手持ちのための貸出のみが証拠金規制の対象となっていた。

- (2) 銀行、証券業者以外の貸し手(注)については、これまで証拠金規制が適用されていなかったが、今後は銀行、証券業者と同一の証拠金規制を適用する(このため新たに規程Gを制定する)。

(注) 保険会社、免税の取扱いをうける財団、信用組合、金融会社、貯蓄貸付組合、貸金業者等を含む。

- (3) 特別新株応募勘定(special subscription account)(注)について、所要証拠金を四半期ごとの分割均等支払い(4回)によって全額払い込むよう義務づける。

(注) 本勘定は、上場会社が株主に新株引受権を与えた場合の株主の新株応募のための証拠金勘定であり、従来は例外的に25%の証拠金率が適用されていた。

- (4) 証拠金勘定を、通常の証拠金勘定(株式のみ)、転換社債に関する証拠金勘定、債券(転換社債を除く)、政府証券に関する証拠金勘定の三つに分離するよう義務づける。
- (5) 証拠金取引に関する清算期間(取引後、担保を預入するまでの期間)を4日から5日に延長する。なお、本措置は、最近の取引高増加から証券業者の事務処理が渋滞している事態に対処して採られたものであり、同時にニューヨーク証券取引所は、普通取引の決済期間を4日から5日に延長した。

◇米国、銀行の海外株式投資規制を強化

連邦準備制度は、2月8日、エッジ法(連邦準備法25条a)に基づき設立された米国銀行子会社の、海外株式投資に対する規制を暫定的に強化する旨発表し即日実施に移した。エッジ・アクト法人等の海外株式投資は、従来から銀行に対する対外投融资ガイドラインの対象に含められていたが、その性格がむしろ企業の対外投資に近いところから、今回全面的な個別許可制のもとにおき、すでに法的規制が実施されている企業側の対外投資規制との均衡を図ったものと解されている。なお、おもなねらいが欧州大陸への投資制限にある点は、本年のその他のドル防衛措置と同様であるが、エッジ・アクト法人(現在約50)の投資活動は、ほとんど、ラテン・アメリカおよびアジアに集中しており、最近の対欧投資は300万ドル程度にすぎない模様である。今次措置の内容は次のとおり。

1. エッジ・アクト法人およびアグリーメント法人の海外投資のうち、これまで自由に行なうことができた次の3種類の少額投資に関しても、連邦準備制度理事会の個別認可を要することとする。

- (1) 信用供与に随伴して生ずる株式取得
- (2) 外国銀行の総株式の25%未満の取得
- (3) 20万ドル未満の株式取得であって、それが米国の貿易の発展を促すもの

2. なお、個別許可制の運用基準としては、

- (1) 欧州大陸先進諸国における株式取得は、それが米国

の国際収支にとってマイナスにならないことが明らか
な場合以外は認められない。

(2) その他地域における株式取得については、ガイドラ
インの枠内であれば、低開発国優先の原則などに基
づいて配慮することとし、後者、とくに低開発国向け投
資は原則として認可する。

3. 海外証券投資を営む子会社の所有を継続するにあ
たって、銀行は連邦準備制度理事会の承認を得なければ
ならない。

◇カナダ、特許銀行の第二線準備率を設定

カナダ銀行は、2月6日、各特許銀行に対して賦課す
る第二線準備率を3月は6%、4月は7%に定める旨発
表した。

これは、67年5月の銀行法改正により、各特許銀行は
自国通貨建預金総額に対して、従来どおりの現金準備
(中央銀行預け金プラス手元銀行券から成り、当座性預
金に対して12%、通知性預金に対して4%の固定比率)
に加え、新たにTB、対証券業者ディ・ローン等の形で
一定比率(法定限度は12%)の第二線準備を保有するよう
義務づけられ、その第二線準備率の決定権限がカナダ銀
行に与えられたことに伴い採られた措置である。

各特許銀行は、従来カナダ銀行の窓口指導により自主
的に7%超の第二線準備を保有しており、このためさし
あたり今次措置に伴う新たな影響はとくにないものとみ
られる。シャープ蔵相も、この点につき「今回の措置に
は現状を変えるねらいはない」旨述べている。

しかしながら、一般には、最近のインフレ圧力増大と
米国のドル防衛措置に伴うカナダ・ドルの平価切下げル
ーマーに対処して、カナダ銀行が金融引締めを強化しつ
つあるおりから、第二線準備率も先行き徐々に引き上げ
られる公算が強いとみられている(注)。

(注) 銀行法およびカナダ銀行法は、はじめて第二線準備率を設定す
る場合は6%以下に限り、かつ準備率引上げに際しては少なくとも
1か月の予告を要し、引上げ幅も1か月1%以内に限る旨定め
ている。

欧 州 諸 国

◇英国、産業拡大法案を議会提出

英国政府は1月17日、財政資金によって企業体質の強
化を積極的に助成するため、「産業拡大法案(Industrial
Expansion Bill)」を議会に提出した。その概要、次の
とおり。

(1) 助成の対象

以下のような事業計画のうち、国民経済に利益とな

るが国の助成なしには実行しえないもの。

イ、産業の効率を高める計画

ロ、生産設備を設置、拡張、もしくは維持する計画

ハ、技術進歩を維持もしくは促進する計画

(2) 助成の方法

イ、当該事業計画を実行しようとする企業、個人に対
して融資しあるいは補助金の交付を行なうこと

ロ、当該企業、個人の借り入れた元金の返済およびそ
の利息の支払いを保証すること

ハ、当該企業、個人が商品の売却あるいはサービスの
提供に関連してこうむるおそれのある損失を保険す
ること

ニ、当該企業、個人が生産した商品を買入れること
あるいはこれらの提供するサービスを使用すること

ホ、当該企業との合意により株式を買入れること

ヘ、当該企業との合意によりその事業の全部もしくは
一部を取得すること

(3) 助成に伴う財政資金負担(支払い保証額および保険
金額を含む)は、総額100万ポンド以内とする。ただ
し、技術省は大蔵省の承認を得たうえ、省令(事前に
下院の議決を要する)によって財政資金負担限度を150
万ポンドにまで引き上げることができる。

◇英国、直接投資の規制を一部緩和

英国政府は1月30日、輸出振興策の一環として、スタ
ーリング地域以外の地域において、英国企業が直接投資
を行なう場合の規制の一部を緩和する方針を明らかにし
た。これによると、今後、スターリング地域以外の地域
において販売店の設置など輸出増強に資する事業計画に
投資しようとする輸出業者は、①50千ポンドないしは投
資総額の半額のいずれかより多い金額を限度として、公
定為替相場を外貨を買入れることができることとなる
(外貨買入れの申請は英蘭銀行に対して行なわれる)が、
②その場合には、当該投資によって、18か月以内に投資
相当額ないしはそれ以上国際収支を改善させ、かつ、そ
の後もかかる状態を維持させる見込みがなければならない。

なお、上記基準にあてはまらないスターリング地域以
外の地域向け直接投資およびスターリング地域向け直接
投資については、従来の規制(注)がそのまま存続する。

(注) (i) 英国居住者は1965年7月以来、スターリング地域以外の地域
に対する直接投資については、必要な外貨を外国為替市場にお
いて公定為替相場で買入れることができず(ただし、石油会
社については、若干の例外的取扱いが認められた)、所要外貨
は、外国での借入れないしは証券通貨(investment currency)
の買入れ、のいずれかの方法によって調達しなければならな
かった。しかも、後者の方法は、①投資総額が25千ポンド未満の

場合または②投資総額はそれ以上であるが、当該投資によって英国国際収支が2～3年のうちに投資相当額ないしはそれ以上改善され、かつ、その後もかかる状態が維持される見込みがある場合、に限って認められることになっていた。

(2) スターリング地域に対する直接投資については、為替管理法による規制はないが、1966年5月以降、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦、アイルランドにおいて年間25千ポンドをこえる直接投資を行なおうとする英国居住者に対しては、次の自主規制が実施されている。すなわち、①必要な資金をできるだけ現地調達すること、②英本国からの送金は、当該投資によって英国国際収支が2～3年のうちに投資相当額ないしはそれ以上改善し、かつその後もかかる状態が維持される見込みがある場合に限ること。

◇西ドイツ政府、年次経済報告を国会に提出

西ドイツ政府は、1月29日、「経済安定・成長促進法」第2条の規定に基づく第1回の年次経済報告を国会に提出した。本報告における主要点、次のとおり。

1. 経済見通し

(1) 本年の西ドイツ経済は、昨年不振をきわめた総固定資本形成および在庫投資の回復、輸出の続伸、さらには個人消費の上昇等により、再び拡大に転じ、GNP成長率は名目6.2%、実質4.0%と見込まれる(下表参照)。

(2) 1967年から71年の5年間の平均実質GNP成長率は3.6%と、1962年から66年間の同成長率(4.4%)に比し若干鈍化するものと予想される。

2. 本年の経済・財政政策の基本方針

(1) 政府は、経済の総合的均衡を維持するため、弾力的

に適切な措置を採ることを政策運営の基本方針とするが、当面は、現在順調に推移している景気動向を注視し、とくに新規の景気刺激策は実施しない。

(2) 公的機関(連邦、州、市町村等)は、財政支出の規模ならびにタイミングに関し、常に経済全体の均衡をそこなわないよう顧慮し、とくに資本市場を通ずる資金調達については、市場の消化能力等をしゅうぶん検討し、相互間で調整したうえで計画的に行なうこととする(注)。

(注) 公的機関の本年の起債計画については、昨年末から本年初にかけて開催された景気委員会(Konjunkturrat)等において、大要以下のごとき基本方針が申し合わされている。

① 連邦は、本年5月までは長期国債の新規発行を見合わせ、州、市町村、連邦鉄道、連邦郵便等の起債を極力優先させる。

② 本年の連邦の起債需要は約110億マルクと見込まれるが、うち100億マルクは短・中期債によりまかない、長期国債の起債は10億マルク(前年約7億マルク)にとどめる。

(3) 公的機関の支出は投資の支出に重点を置き、公共投資全体の年間増加率目標を11%とする。

(4) 構造改善対策として、連邦はルールおよびザール地方の石炭産業の合理化、他産業振興のための低利融資、補助金支出等を行なうほか、州と共同して工業立地改善のための投資等も行なう。

(5) 経済の安定的成長を達成するには政府と民間との協調が必要であり、とりわけ賃金上昇率は年間4%程度にとどめるよう労使の協力を要請する。

(6) 政府は個人の資産形成(Vermögensbildung)促進の

ための施策を引き続き推進し、本年は新たに相場変動のリスクのない国民貯蓄債券(“Sparbrief der öffentlichen Hand”)の発行を検討する(本構想はすでに昨年秋シラー経済相により明らかにされていた)。

西ドイツの経済成長見通し

	金額(1966年価格、) 単位・億マルク)			名目成長率(注1)(%)			年平均実質成長率(%)	
	1961年	1966年	1971年	1966年	1967年	1968年	1962～1967～ 1966年	1967～ 1971年
個人消費	2,169	2,728	3,230	7.0	2.1	3.9	4.7	3.4
政府支出	589	751	875	8.6	6.3	4.7	5.0	3.1
総投資	1,002	1,235	1,547	-2.0 (注3)	-15.4 (注3)	16.5 (注3)	4.3	4.6
うち在庫投資	61	10	55	13	-40	55	—	—
固定資本形成	941	1,225	1,492	2.7	-11.2	7.1	5.4	4.0
うち設備	445	582	741	-0.7	-12.8	8.0	5.5	4.9
建設	496	643	751	5.9 (注3)	-9.8 (注3)	6.4 (注3)	5.3	3.2
海外経常余剰	91	65	57	65	162	140	—	—
輸出	703	1,027	1,385	13.0	7.6	6.4	7.9	6.2
輸入	612	962	1,328	5.0	-2.0	9.8	9.5	6.7
GNP(市場価格)	3,851	4,779	5,709	6.1	0.3	6.2	4.4	3.6 (注2)

(注1) 1966、67年については暫定計数

(注2) 年度別内訳

67年 +2.0%(連邦統計局の速報では-0.5%の見込み)

68～71年 +4.0

(注3) 実額(単位・億マルク)

資料: Jahreswirtschaftsbericht 1968(1968年1月29日政府発表)

◇ブンデスバンク、平衡請求権証券を売却

ブンデスバンクは2月14日、期間30～45日、利率2%の政府短期証券(注)(いわゆる平衡請求権証券、いずれも本年3月末までに満期到来のもの)を売り出すことを決定し、翌15日から市中金融機関の申し出に応じて売り出すこととした。

今次措置の目的は、短期金融市場はこのところ小ゆるみを示して

いるものの(翌日物コール・レートは2月14日現在1%~2%、2月上旬2%~3%)、3月以降は景気の上昇および季節的要因に伴う需資台頭からひっ迫化が予想されるため、この間の市中金融機関の一時的な余資運用を容易ならしめることにあると思われる。なお、本証券は昨年10月下旬にも、年末金融対策として発行された(42年12月号「要録」参照)。

(注) プンデスバンク法第42条は、「連邦はプンデスバンク保有の平衡請求権の債務者として、同行の要求により大蔵省証券(いわゆる Mobilisierungspapire)をプンデスバンクに引き渡さなければならぬ」と規定しており、本規定に基づき今回発行されたものの。

◇フランスの貿易収支

フランス政府は、このほど下表のとおり、1967年中の地域別貿易収支(通関ベース)を発表した。それによれば、昨年の貿易収支は51億フランの赤字と、輸出入の4割強を占める対EEC貿易の赤字幅拡大を主因に前年の赤字を4億フラン上方回り、輸入に対する輸出のカバー率(注)も91.74%にとどまっている。とくに対西ドイツ貿易収支の悪化は大きく、輸出の減少(前年比6%減)、輸入の増大(同10%増)により赤字幅が一挙に18億フラン拡大している点が目だっている。

(注) 通関統計(輸出FOB、輸入CIF)からIMFベースでの貿易収支(輸出入ともFOB)を推計する方法で、一般にカバー率

フランスの地域別貿易収支

(単位・百万フラン)

	輸 出		輸 入		収 支 じ り	
	1966年	1967年	1966年	1967年	1966年	1967年
E E C	22,747	23,223	24,002	26,657	△ 1,255	△ 3,434
西ドイツ	10,348	9,731	11,307	12,436	△ 959	△ 2,705
イタリア	4,443	5,182	4,694	5,306	△ 251	△ 124
E F T A	8,262	8,862	6,940	7,062	1,322	1,800
英 国	2,464	2,876	2,888	2,929	△ 424	△ 53
ス イ ス	2,846	2,900	1,403	1,567	1,443	1,333
その他西欧	2,643	2,684	1,297	1,356	1,346	1,328
東 欧	2,149	2,523	1,863	1,908	286	615
北 米	3,775	3,840	6,542	6,536	△ 2,767	△ 2,696
米 国	3,259	3,278	5,924	6,024	△ 2,665	△ 2,746
中 近 東	452	541	2,818	3,220	△ 2,366	△ 2,679
その他諸国	6,222	6,726	7,254	7,003	△ 1,032	△ 277
小 計	46,250	48,399	50,716	53,742	△ 4,466	△ 5,343
フラン圏諸国	7,532	7,799	7,780	7,509	△ 248	290
合 計	53,782	56,198	58,496	61,251	△ 4,714	△ 5,053

(輸出(FOB)輸入(CIF))93%をもって均衡点ないし黒字ラインとみなされている。

◇イタリア、IRIの投資計画

イタリア最大の産業コンツェルン(国営)である産業開発公社(Istituto per la Ricostruzione Industriale)は、このほど1968年以降の主要投資計画を発表した。それによれば、投資総額は約3兆リラ(約1兆7千億円)に達し、本年中の投資額も過去の最高である64年の投資額(6,050億リラ)を大幅に上回る予定である。

計画の主たる内容は次のとおり。

- (1) Talento の鉄鋼生産能力を年産2.7百万トンから4.5百万トンに拡大。
- (2) 南部地方にアルファ・ロメオ社の新自動車工場を建設。
- (3) フィアット社と提携してトリエステに船用ディーゼルの新工場建設。
- (4) ジェノアの原子力産業への投資。
- (5) 造船所の近代化、フリタリア航空の拡充、道路整備等。

なお、産業開発公社の投資額は、年平均で1958~60年2,100億リラ、61~63年4,300億リラ、64~66年5,600億リラと戦後一貫して拡大してきており、イタリア経済発展の推進力となっている。

◇スウェーデン、公定歩合を引下げ

スウェーデンのリクスバンクは2月8日、公定歩合を $\frac{1}{2}$ %引き下げて5 $\frac{1}{2}$ %とし、翌9日から実施する旨を発表した。昨年12月14日、同行は失業の高水準等国内景気の不振にもかかわらず、英ポンドの平価切下げ以降の金・外貨準備の急減(昨年11月18日から12月13日間に約2億ドル減)に対処するため、急きよ公定歩合を5%から6%に引き上げた(1月号「要録」参照)。しかしながら、その後12月末までに金・外貨準備減少額の相当部分が還流し、他方国内景況も、失業率の高水準持続、設備投資の停滞等、引き続き低迷を続けていることから今回の引下げが実施されたものとみられている。

◇ノルウェー、金融制度に関する諮問委員会を設置

ノルウェー政府は、このほど同国の金融制度に関する諮問委員会(会長は最高裁判事 R. Ryssdal 氏)を設置した。同委員会は当面の検討課題として、①ノルウェー中央銀行法(1892年4月23日制定)、②ノルウェー通貨法(1875年4月17日制定)を取り上げ、両者を新しい時代の要請に沿うよう改正するため多角的な検討を加えることとなった模様である。

◇フィンランド政府、輸出税を引下げ

フィンランド政府は2月14日、昨年10月の同国平価切下げ(切下げ率は外貨建て約31.25%)の際導入した輸出税率を、従来の平均14%から12%へ引き下げることを選定した。輸出税導入の主旨は、輸出業者が平価切下げに伴う輸出増大等により過当の利益を享受することを避け、あわせて本税収を公営企業等の設備資金に運用することであったが(42年11月号「要録」参照)、その後輸出が期待されたほど伸びず、業界から本税率の引下げを要請する声が高まっていた。今回の措置はこうした要請にこたえ、今後の輸出増強に資する観点から採られたものとみられている。

ア ジ ア 諸 国

◇エカフェ第3回アジア工業開発理事会の開催

エカフェ第3回アジア工業開発理事会は、2月12日から19日までバンコックにおいて、わが国をはじめとする域内加盟18か国(準加盟国の香港を含む)およびその他関係国、国際機関の諸代表、オブザーバー参加のもとに開催された。

今回の会議では、前回の議決に基づき組織された東南アジアにおける鉄鋼業開発に関する調査団およびパルプ・紙・レーヨン工業に関する調査団による各報告、本理事会の下部組織である諮問グループが行なった地域工業開発の進め方についての勧告、同じく下部組織である

活動グループが諸業種にわたり行なったプロジェクトの実現可能性調査に関する報告などが提出され、討議が行なわれた。その結果、①今後地域協力に関する長期見通しをたてるため総合的研究を実施すること、②東南アジア諸国が共同で鉄鋼生産設備投資を行なうため事前調査を実施するとともに、鉄鋼協会を設置して今後の鉄鋼業の開発を地域内で調整すること、③ASEAN諸国(42年11月号参照)によるパルプ・紙工業の立地条件等の調査を行なうための常置委員会を設置すること、④工業部門のなかで、とくに肥料、石油化学とその関連化学工業、機械工業、木材関連工業の開発を促進するための協力を行なうこと、⑤アジア独自の工業基準を設定する計画をたてること、などが取り決められた。

◇韓国銀行、貸出制限を実施

韓国銀行はさる1月25日、市中銀行に対し次のような貸出制限の採用を決定し、2月1日から実施した。

(1) 韓国銀行の市中銀行に対する再割引および貸付(優遇措置がとられている輸出手形などを除く)は、韓国銀行が定める限度額(注)の範囲内とする。

(注) 2月上旬の限度額は58億ウォン(1ウォンは邦貨約1.3円)。
なお昨年5月～10月の韓銀の当該貸出月末残高は平均63億ウォン。

(2) 韓国銀行は、上記限度額の90%を超過する貸出については、商手再割引歩合、並手担保貸付歩合などより3%高の年31%の高率を適用する。

韓国では、ここ数年、輸出・特需の好伸、外資流入の増大などを背景に通貨増発圧力が著しく強まっているのに対処して、支払準備率の引上げや通貨安定証券の発行などの金融引締め措置が実施されてきた。ところが、最近こうした引締めによって市中の資金繰りが窮屈化するにつれて、市中銀行の韓国銀行に対する借入れ依存度が高まってきたため、これまで採られていなかった貸出制限措置を実施することによってこうした傾向を是正し、引締め政策の効果を高めようとするものである。